

第5回

若者に広がる 「モノなしマルチ商法」に関するトラブル

相談事例

マッチングアプリで知り合った20歳代男性から、100億円の資産家で、芸能界にいたというリーダーを紹介され、「皆で金持ちになれる」とプライベートコミュニティへ誘われた。リーダーは20歳代で、魅力的で話を聞けば聞くほど洗脳状態になってしまった。「入会金は80万円だが、人を紹介すると30万円がもらえる。2人紹介して60万円を手にした人もいる。ビジネスをやるべきだ」と言われ、80万円を支払ったが、契約書や領収書はもらっていない。株のデータが無秩序に入ったアプリケーションを自分で読み込めと言われただけで、勉強会も初回以外は皆でただ話している。
儲^{もつ}からないので返金してほしい。(20歳代、女性)

問題点とアドバイス

マルチ商法の相談では、健康食品や化粧品等の「商品」に関する相談が依然として多くみられますが、近年、ファンド型投資商品や副業等の「役務」に関する相談が増加しています。こうした「役務」のマルチ商法(以下、「モノなしマルチ商法」)の相談は特に20歳代以下の若者で増加しています。こうしたトラブルにあわないために、以下の点に注意しましょう。

(1) 実態やしきみが分からない「モノなしマルチ商法」は契約しない!

友人やSNSで知り合った人などから、投資や儲け話を「人に紹介すれば報酬を得られる」と勧誘され、契約したものの、話が違ったというトラブルが絶えません。儲け話のしきみが不明なケースがみられ、事業者の実態や連絡先が分からなかったり事業者との解約交渉が難しいことがあります。

説明はうのみにせず、儲け話のしきみや、事業者の所在地、連絡先や解約方法をよく調べましょう。

(2) 友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断る

「断ることで相手との関係を悪くしたくない」「時間を割いて話をしてもらったのに断るのは申し訳ない」などと考えてあいまいな返事をする、ますます断りにくくなります。契約をしたくなければ、最初からきっぱりと断ってください。また、SNSやメール等での勧誘メッセージ等のやりとりは保存しておきましょう。

さらに、自分が新たな勧誘者となり、友人・知人を勧誘してしまうと、人間関係のトラブルになることもありますので注意しましょう。

(3) 安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしない

契約金額が高額となった場合に、「お金がない」と断っても、事業者にクレジットカードでの決済や借金してお金を用意するよう勧められるケースがありますので、断るときは「契約はしない」とはっきり伝えましょう。